

伊万里市がん患者かつら購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を推進するため、かつらを購入するがん患者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、抗がん剤治療の副作用に伴う脱毛によりかつらを購入するがん患者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) がんに係る医療を現に受けている者又は過去に受けていた者
- (2) 市内に住所を有する者であって、補助金の交付の申請日から起算して過去1年以上引き続き市内に住所を有しているもの
- (3) 市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない者
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象者が着用する全頭タイプのかつらの購入に要する経費
- (2) がん治療受診証明書（様式第2号）の取得に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、15,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊万里市がん患者かつら購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる

書類を添えて、かつらを購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療受診証明書
- (2) かつらの購入に係る領収書の写し
- (3) がん治療受診証明書の取得に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、伊万里市がん患者かつら購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定通知をしたときは、当該通知した日から起算して30日以内に、申請者の指定する口座へ振込みの方法により補助金を交付するものとする。

(台帳の整備)

第8条 市長は、補助金の交付状況を明らかにするため、伊万里市がん患者かつら購入費補助金交付台帳（様式第4号）を備えておくものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。